〇総務省令第五十八号

+ 士 法 昭 七 行 第 年 和 政 法 書 + 律 + 士 条 第 六 法 八 年 \mathcal{O} \mathcal{O} + 規 法 ___ 六 定 律 部 12 号) 第 を 基 兀 改 第 号) づ 正 六 き、 する 第 百 十三 行 五. 法 +政 律 書 条 八 士 \mathcal{O} 条 令 六、 法 第 和 施 元 行 第 項 年 十 三 規 並 法 則 び 律 条 に \mathcal{O} 第 *𝑉 𝑉 𝑉* 第 六十一 部 六 + を 百 改 六 号) 正 第二 + す 九 0 る 条 項 施 省 第 に 行 令 お ___ に を 項 1 伴 次 及 7 **!** \mathcal{O} び 準 ょ 第 用 う 並 す に び 項 る 定 に 並 会 \Diamond 行 社 てバ る。 政 に 法 行 書 平 士 政 書 成 法

令和三年六月一日

総務大臣 武田 良太

行 政 書 士 法 施 行 規 則 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 省 令

行

政

書

士

法

施

行

規

則

昭

和

+

六

年

総

理

府

令

第

五.

号)

 \mathcal{O}

部

を

次

 \mathcal{O}

ょ

う

に

改

正す

る。

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 改 正 前 欄 12 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 を れ 12 順 次 対 応 す る 改 正 後 欄 に 掲 げ る

規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 し た 部 分 \mathcal{O} よう に 改 \otimes る。

第十二条 行政書士が、第一号又は第二号に該当する場合にはその者、第三号に該当する場合に 該行政書士の事務所の所在地の属する都道府県の区域に設立されている行政書士会を経由し はその者の四親等内の親族又はその者と世帯を同じくしていた者は、遅滞なく、その旨を、 (届出事項) 改 正 後 当 第十二条 [同上] (届出事項) 改 正 前

(業務の範囲)

[二•三 略]

るに至ったとき。

て、日本行政書士会連合会に届け出なければならない。

法第二条の二第二号から第四号まで、

第六号又は第七号に掲げる事由のいずれかに該当す

一 出入国関係申請取次業務(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十二条の二 法第十三条の六の総務省令で定める業務は、次の各号に掲げるものとする。

第七条の二第一項、第十九条第二項、第十九条の二第一項、第十九条の十一第一項及び第

(本第八十八号)第二条第三号に規定する労働者派遣事業(その事業を行おうとする行政書士 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法別永住者証明書の受領に係る業務をいう。)(第二十八条第四項及び第二十九条第三項の規定により交付される在留カード又は特第五項、第二十八条第四項及び第二十九条第三項の規定により交付される在留カード又は特別では、

及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の規定により交付される特別永住者証明書の受領に係る業務並びに出入国管理及び難民認定法

第三項及び第二十九条第一項の規定による申請並びに同法附則第十六条第三項、第二十七条

一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号)附則第十六条第一項、第二十八条

法人が同法第五条第一項に規定する許可を受けて行うものであつて、当該行政書士法人の使

るに至つたとき。 法第二条の二第二号から第五号まで、第七号又は第八号に掲げる事由のいずれかに該当す

三・三 同上]

(業務の範囲)

第十二条の二 法第十三条の六の総務省令で定める業務は、次の各号に掲げるものとする。 明書の受領に係る業務をいう。) との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正 和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七 の二の二第三項第一号の規定により交付される在留カードの受領に係る業務、日本国との平 第二十九条第一項の規定による申請並びに同法附則第十六条第三項、第二十七条第五項、第 する等の法律(平成二十一年法律第七十九号)附則第十六条第一項、 交付される特別永住者証明書の受領に係る業務並びに出入国管理及び難民認定法及び日本国 第三項、第十三条第二項及び第十四条第四項において準用する場合を含む。)の規定により 定による申請、同法第十一条第一項の規定による届出並びに同法第十一条第二項(第十二条 十一号)第十二条第一項及び第二項、第十三条第一項並びに第十四条第一項及び第三項の規 び第十九条の十三第四項において準用する場合を含む。)、第二十条第四項第一号(第二十 合を含む。)並びに第二十六条第一項の規定による申請、同法第十九条の十第一項の規定に 条第二項、第二十二条第一項、第二十二条の二第二項(第二十二条の三において準用する場 項、第十九条の十二第一項、第十九条の十三第一項及び第三項、第二十条第二項、第二十一 第七条の二第一項、第十九条第二項、第十九条の二第一項、第十九条の十一第一項及び第1 二十八条第四項及び第二十九条第三項の規定により交付される在留カード又は特別永住者証 よる届出並びに同法第十九条の十第二項(第十九条の十一第三項、第十九条の十二第二項及 出入国関係申請取次業務(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号) 一条第四項及び第二十二条の二第三項において準用する場合を含む。)、第二十二条第三項 (第二十二条の二第四項において準用する場合を含む。)、第五十条第三項及び第六十一条 第二十八条第三項及び

る行政書士法人が同法第五条第一項に規定する許可を受け、又は同法第十六条第一項に規定和六十年法律第八十八号)第二条第三号に規定する労働者派遣事業(その事業を行おうとす一 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭

政書士法人であるものに限る。) 象となり、かつ、派遣先(同法第二条第四号に規定する派遣先をいう。)が行政書士又は行用人である行政書士が労働者派遣(同法第二条第一号に規定する労働者派遣をいう。)の対

[三・四略]

(財産目録)

第十二条の二の五 [略]

とみなす。 とみなす。 この場合において、会計帳簿については、財産目録に付された価格を取得価額ればならない。この場合において、会計帳簿については、財産目録に付された価格を取得価額十三条の十九第一項各号に掲げる場合に該当することとなつた日における処分価格を付さなけ 財産目録に計上すべき財産については、その処分価格を付すことが困難な場合を除き、法第

[3 略]

備考 表中の [] の記載は注記である。

あるものに限る。)がつ、派遣先(同法第三十一条に規定する派遣先をいう。)が行政書士又は行政書士法人でかつ、派遣先(同法第三十一条に規定する派遣先をいう。)が行政書士又は行政書士法人で行政書士が労働者派遣(同法第二条第一号に規定する労働者派遣をいう。)の対象となり、する届出書を厚生労働大臣に提出して行うものであつて、当該行政書士法人の使用人である

三・四 同上

(財産目録)

|第十二条の二の五 [同上]

[3 同上]